

## 下水道で住みよいまちづくり

快適な生活環境の確保と河川の水質汚濁防止を図るため、公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽の設置整備事業により、家庭から出る汚水の浄化に努めています。

### ●公共下水道の整備状況

平成27年度末で640.8ヘクタールの区域が、公共下水道を利用できるようになりました。下水道が使用できる区域は主に次のとおりです。

平成28年4月より

- ・石田地区の一部
- ・川中子地区の一部
- ・上梁地区の一部

### ●農業集落排水処理施設の整備状況

農業集落排水は全地区整備を完了しています。

### ●接続はお早めに

下水道が使用できる地域は、すみやかに接続をお願いします。

接続するための排水設備の工事は、町指定工事店に直接お申し込みください。

指定工事店については、上下水道課へお問い合わせください。

### ●下水道を使用される皆さんへのお願い

最近、雨が降った時の下水処理場への流入量がふえています。町の下水道は、汚水専用です。(本郷台団地・ゆうきが丘団地等、一部の地域では、雨水専用もあります。)

下水の処理には、ポンプ等沢山の機械を動かすため、雨水の流入は無駄な電気代がかかってしまいます。また、流入量が処理能力を超えた場合は、適正な処理ができません。

雨水が入らないよう次のことをお願いします。

- ・雨どいの排水は、絶対に接続しないでください。
- ・宅地内のますが破損した時は、早めに修理をしてください。
- ・外流しを使用しないときは、栓をするなどしてください。

### ●平成28年度整備計画

公共下水道事業は、富士山地区、川中子地区、石田地区、上梁地区等の整備を予定しています。

### ▶問い合わせ先＝

上下水道課 業務係 ☎(56)9168

上下水道課 下水道係 ☎(56)9144

## 平成28年度の国民年金保険料・年金額

### ●平成28年度の国民年金保険料

国民年金保険料は、**16,260円(月額)**となります。

- ・6ヶ月分前納する場合…納付書払い：96,770円・口座振替：96,450円
- ・1年間前納する場合…納付書払い：191,660円・口座振替：191,030円
- ・2年間前納する場合…口座振替のみ：377,310円

※6ヶ月(4～9月分)・1年及び2年の前納の口座振替の申込については、平成28年2月末までの申込期限のため、平成28年度についてはすでに終了しています。

### ●平成28年度の年金額

年金額は、現役世代の賃金水準に連動する仕組みとなっており、総務省の物価変動率及び名目手取り賃金変動率により決定されています。平成28年度の年金額は、物価がプラス0.8%、賃金がマイナス0.2%の変動となったことを踏まえ、物価、賃金によるスライドは行われず、**平成27年度から据え置き**となります。

- ・国民年金 老齢基礎年金(満額) 1人分(月額) 65,008円

▶問い合わせ先＝保険課 国保年金係 ☎(56)9134

宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4281

## 職場の健康保険に加入したとき、やめたときは届出が必要です

会社に勤めることになり職場の健康保険（健康保険組合、共済組合など）に加入した場合や、その健康保険の被扶養者になった場合、また職場の健康保険をやめて国民健康保険に加入するときは、14日以内に国民健康保険への届出が必要となりますので、次のものを持参のうえ、手続きをしてください。

【職場の健康保険に加入したとき】

▶届出に必要なもの＝

国民健康保険被保険者証・職場の健康保険証

▶手続き先＝住民生活課 総合窓口係

※職場の健康保険資格取得後は国民健康保険を使用しないでください

○職場の健康保険などに加入し、その健康保険証が交付されるまでの間に国民健康保険証で診療を受けると、国民健康保険が負担した医療費を後日返金していただくことになります。

例) 自己負担割合が3割の方は、7割分を国保に返金

1割の方は、9割分を国保に返金

国民健康保険に返金していただいた分は職場の健康保険に申請することにより返還されますので、最終的な負担は変わりませんが、保険分を一時的に立て替える必要や、申請の手続きをしなければならぬなど、経済的・時間的負担になると思われます。

【職場の健康保険をやめて、国民健康保険に加入するとき】

▶届出に必要なもの＝

・職場の健康保険をやめた証明書（資格喪失証明書、退職証明書など）

▶手続き先＝住民生活課 総合窓口係

※保険税は国保の資格を得た時までさかのぼって納めなければなりません

○国民健康保険税は届出した日ではなく、資格を得たときまでさかのぼって納めることとなります。届出は遅れないようにしましょう!

▶問い合わせ先＝

保険課 国保年金係 ☎(56)9134

## 平成28年4月からの後期高齢者医療保険の保険料率等について

保険料率は、高齢化や医療技術の高度化等の影響による1人当たりの医療費の増加等に対応するため、2年に一度見直されることとなっています。

平成28・29年度の保険料率等については、次のとおりですのでお知らせします。

	平成28・29年度
均等割額	43,200円
所得割率	8.54%
賦課限度額	57万円

平成26・27年度の均等割額、所得割率、賦課限度額と変更はありません。

※均等割額とは、被保険者全員に等しく負担していただくものです。

※所得割率とは、被保険者の所得に応じて負担していただく所得割額を算出するために用いる割合のことです。

※賦課限度額とは、賦課される保険料（年額）の上限額のことです。

所得の低い方に対する均等割軽減のうち、5割、2割軽減については、軽減の対象となる所得の基準が拡充されます。その他の9割、8.5割軽減や所得割軽減、後期高齢者医療被保険者の資格を取得する前日まで被用者保険の被扶養者であった方に対する保険料軽減措置は、平成28年度も継続されます。

▶お問い合わせ先＝

栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028 (627) 6805 (代表)

税務課 住民税係 ☎(56)9134